

日本臨床検査医学会会則・細則等

平成 2 年 10 月 14 日 改定
平成 4 年 1 月 1 日 改定
平成 12 年 11 月 3 日 施行
平成 13 年 8 月 26 日 一部改定
平成 14 年 11 月 22 日 一部改定

第1章 総 則

第1条 本会は、日本臨床検査医学会と称する。

2 本会の英文名は Japanese Society of Laboratory Medicine(略称 JSLM)と称する。

第2条 本会は、事務所を 東京都千代田区猿楽町1-7-1 高橋ビル 5Fに置く。

第3条 本会は、必要の地に支部を置く。

2 支部には、各々に支部長を置く。

3 支部の組織・運営に関しては、本会則に準拠して当該支部がこれを定める。

第2章 目的及び事業

第4条 本会は、臨床検査医学(臨床病理学)及びこれに関する分野の進歩、発展を図ることを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 総会、講演会、学術集会の開催
- (2) 学会機関誌、学術図書及びその他の刊行物の発行
- (3) 学会認定医の資格認定に関すること
- (4) 臨床病理技術士、特殊臨床検査士の資格認定に関すること
- (5) 世界病理・臨床検査医学会連合〔World Association of Societies of Pathology and Laboratory Medicine(WASPaLM)〕ほか内外の関連諸学術団体・協会との連絡並びに協力活動
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

第6条 本会の会員は、次の5種とする。

- (1) 正 会 員 臨床検査医学(臨床病理学)並びに臨床検査に関心を有し、本会の目的に賛同した者で、会費年額12,000円を納入する者。
- (2) 学生会員 大学又はこれに準ずる学校に在籍し本会の目的に賛同した者で、会費年額7,000円を納入する者。

(3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、会費年額一口50,000円を一口以上を納入する者又は団体。

(4) 名誉会員 本会に多大な貢献をした正会員および功労会員の中から、評議員会で推薦し、総会で承認を得た者。名誉会員は会費を納入することを要しない。名誉会員は評議員会に出席し発言できるが、議決権はない。

(5) 功労会員 原則として評議員を65歳で定年退任した者。功労会員候補者は各支部より推薦し、理事会、評議員会、総会の承認を得た者で、会費年額7,000円を納入する者。功労会員は評議員会に出席し発言はできるが、議決権はない。

第7条 会員になろうとする者は、所定の申込用紙に氏名、住所、所属、身分を記し、会費を添えて、会長に申し込む。

第8条 退会しようとする者は、理由を付して退会届を提出しなければならない。

第9条 会員は、次のいずれかの事由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 3年を超える会費の滞納をしたとき。
- (3) 禁治産および準禁治産の宣告を受けたとき。
- (4) 死亡、失踪宣告並びに団体の会員ではその団体が解散したとき。

第10条 会員が、次のいずれかに該当するとき、総会の議決を経て会長がこれを除名することができる。

- (1) 本会の会員としての義務に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を著しく毀損したとき。
- (3) 本会の目的に反する行為があったとき。

第11条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第4章 役員、評議員及び総会長

第12条 本会に次の役員を置く。

理事 若干名、監事 2名

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名以上を常任理事とする。

第13条 理事及び監事の一定数は、評議員の互選により選任する。

2 学会運営を円滑に行うために若干名の会長指名理事を選任する。

3 各支部より1名の理事を選任する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

第14条 会長は、評議員より選出する。選出方法は別に定める。

第15条 会長は、本学会の業務を総理し、学会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。

第16条 理事は、理事会を組織して、この会則に定められたもののほか学会の総会の議決を要するもの以外の事項を議決し執行する。

第17条 監事は、資産の状況及び理事の会務執行の状況を監査する。

第18条 本会に評議員を置く。

2 評議員は、正会員の中から別に定める規定に従って選出される。

第19条 評議員は、評議員会を組織し、名誉会員及び理事、監事候補者の推薦並びに本会の運営上の重要事項について審議する。

第20条 総会長は、評議員会の推薦により総会の承認を経て会長が決定する。

第21条 本会の役員及び評議員の任期は、次のとおりとする。

(1) 会長及び副会長の任期は、4年とする。また、重任の場合の任期は2年とし、ひきつづき6年を超えることができない。

(2) 選挙選出理事及び監事の任期は、4年として、2年毎に2分の1を改選する。ただし選挙選出理事は重任することはできない。また、会長指名理事の任期は4年を超えない期間で会長が定める。

(3) 会長、副会長は第21条(2)の規定にかかわらず、その任期中は理事として留まるものとする。

(4) 評議員の任期は、5年とし再任を妨げない。

(5) 補欠または増員による役員の任期は前任者の残任期間とする。

(6) 役員が辞任し、またその任期が満了しても、その後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(7) 役員又は評議員としてふさわしくない行為のあった場合又は特別の事情のある場合は、

その任期中であっても、理事会及び総会の議決により、第21条(6)の規定にかかわらず、会長がこれを解任することができる。

第5章 会 議

第22条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。但し理事現在数の3分の1以上、若しくは監事から会議の目的とする事項を示して請求があったときは、速やかに臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は会長とする。

第23条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。ただし、当該議事について書面をもって予め意志を表示した者は出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この会則にとくに定められた場合のほかは出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 会長は理事、監事のほかに、必要と判断した者を、理事会に出席(陪席)させることができる。

第24条 評議員会は、必要に応じて会長が招集する。

2 評議員会の議長は、評議員の互選による。

第25条 評議員会は、評議員現在数の5分の1以上出席しなければ、議事の議決をすることはできない。ただし、当該議事について書面をもって予め意志を表示したものは出席者とみなす。

2 評議員会は、この会則にとくに定められた場合のほかは、出席者の過半数をもって決し、賛否同数のときは議長の決するところによる。

第26条 通常総会は、毎年1回会長が招集し、定期学術集会の会期中に、その開催地において開催する。総会長は、通常総会の議長となる。

第27条 臨時総会は、理事会若しくは評議員会の議決により招集される。

2 臨時総会は、正会員の総数5分の1以上若しくは監事から、予め会議の目的を示して、総会の招集を請求された場合には、遅延なく招集しなければならない。

3 臨時総会の議長は、会議のつど出席会員の互選により選任する。

第28条 総会の招集は、すくなくとも10日以前にその会議に付議すべき事項、日時及び場所を

記載した書面，又は機関誌への公告によって通知する。

第29条 次の事項は，総会に提出してその承認をうけなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 財産目録及び貸借対照表
- (4) その他，理事会及び評議員会において必要と認められた事項

第30条 総会は，正会員総数の10分の1以上出席しなければ，その議事を開き議決することはできない。ただし，当該議事について委任状をもって予め意志を表示した者は出席者とみなす。

第31条 総会の議事は，この会則にとくに定められた場合のほかは，出席者の過半数によって決し，可否同数のときは議長の決するところによる。

第32条 総会の議事の要項及び議決した事項は，会員に通知する。

第33条 総会，評議員会及び理事会の議事録は，議長が作成し，これを保存する。

第34条 定期学術集会は，総会長がこれを主催する。
2 定期学術集会の会員以外の連名発表者から臨時会費を徴収する。

第6章 審議会及び委員会

第35条 本会に審議会および委員会を置くことができる。

- 2 審議会及び委員会の設置又は解散は，理事会の議決による。
- 3 審議会及び委員会の委員長は，理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 4 審議会および委員会の運営については，別に定める。

第7章 資産及び会計

第36条 本会の資産は，次のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 資産が生ずる果実
- (4) 寄付金品
- (5) 臨時会費定期学術集会及び会誌における会員以外の連名発表者は2,000円を徴収する。
- (6) その他の収入

第37条 本会の資産は，理事会の議決により，評議員会の承認を得て会長が管理する。

第38条 本会の事業遂行に要する費用は，会費，事

業に伴う収入及び資産が生ずる果実等の運用財産をもって支弁する。

第39条 本会の収支決算に剰余金があるときは，理事会及び評議員会の議決及び総会の承認をうけて，その一部若しくは全部を基本財産に編入し，又は翌年度に繰り越すものとする。

第40条 本会の会計は，毎年1月1日から始まり，12月31日までとする。

第8章 会則の変更並びに解散

第41条 この会則の変更並びに本会の解散は理事会，及び評議員会のおおの3分の2以上の議決を経て，かつ総会の承認を受けねばならない。

第9章 補 則

第42条 この会則施行についての細則は理事会及び評議員会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この会則は平成12年11月3日から施行する。
- 2 日本臨床病理学会会則(平成4年1月1日改正)は，平成12年11月2日限りで廃止する。
- 3 この会則の一部を平成14年11月22日改正する。

日本臨床検査医学会細則

役員等の選出に関する細則

第1章 総 則

第1条 本会の役員および評議員は，本会の会則に定められたことのほかは，この細則に従って選出される。

第2章 選挙管理委員会

第2条 会長は，選挙管理委員若干名を任命し，選挙管理委員会を組織する。

第3条 選挙管理委員会は，会長，理事及び監事の選挙に関する業務を行う。

第4条 選挙管理委員会は，選挙に関する疑義を適正に処理する。

第5条 選挙管理委員会は，役員の新選挙権は有しない。

第6条 選挙に関する詳細は，別に定める。

第3章 会長，副会長，理事及び監事の選出

第7条 会長は評議員の直接選挙により選出する。

- 2 会長は総得票数の過半数を獲得した会員が

任命される。

3 過半数に達する会員がいない場合は、上位2名の決選投票とする。

4 決選投票で同得票数の場合は現会長が指名する。

5 就任する会計年度内において満65歳以上に達する者は会長候補者とはなれない。ただし、会長に選出された者は、その任期中は会長として留まるものとする。

第8条 副会長は理事の中から会長が指名する。

2 就任する会計年度内において満65歳以上に達する者は副会長候補者とはなれない。ただし、副会長に選出された者は、その任期中は副会長として留まるものとする。

第9条 理事は、候補者の中から評議員の無記名投票により選出する。投票の方法については別に定める。

第10条 監事は、候補者の中から評議員の無記名投票により選出され、会長が委嘱する。

第11条 監事に選出された者は、その任期中は監事として留まるものとする。

第4章 評議員の選出

第12条 評議員の候補者は以下の(1)～(3)の項目を満たす者とする。

- (1) 5年以上の会員歴を有する者
- (2) 過去5年間のうち3年以上総会において一般演題を発表した者、または本会総会のシンポジウム、特別講演に筆頭者として参加した者
- (3) 支部活動を含め本学会に多大な貢献をした者。ただし、医師の場合は原則として本会の臨床検査専門医であることが望ましい。

2 本学会認定研修施設の責任者は上記3項目を満たさなくても資格を有するものとする。

第13条 評議員候補者はそれぞれの支部における推薦手続きにより選出され、支部長より履歴書、業績目録を添えて会長に推薦された者とする。ただし、推薦にあたっては被推薦者の了解を得なければならない。

2 候補者は理事会で審査し、評議員会で決定し、総会の承認を得る。

3 評議員の定数は各支部における会員総数のおおむね10%とする。

4 評議員は毎年選出する事ができる。

5 評議員の再任にあたっては評議員5年間に、日本臨床検査医学会が以下に定めた単位を50単位以上取得することを要する。取得単

位については、審査委員会で審査する。

単位表	出席	発表
日本臨床検査医学会総会	10	10(5)
日本臨床検査医学会特別例会	5	5(2.5)
日本臨床検査医学会支部総会	5	5(2.5)
日本臨床検査医学会支部例会	5	5(2.5)
日本臨床検査医学会が主催、共催 または後援する学術講演会	5	5(2.5)
学術論文および著書 (臨床検査に関する)		5(2.5)

筆頭者(共同演者)

6 評議員の任期は満65歳となった年の会計年度の末日までとする。

第14条 この会則の改廃については、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

附 則

1 この細則は、平成12年11月3日から施行する。

2 この会則の一部を平成14年11月22日改正する。

日本臨床検査医学会委員会及び審議会規則

第1条 会則その他の規則で定めるもののほかは、委員会の組織、運営はこの規則による。

第2条 委員会は、本学会の対象とする領域における学術及び事業の発展を期するため、理事会で採択された事項について、調査研究する。

2 審議会は、会長の諮問により試験及び認定に関する事項を審議する。本規則において第12条、第13条を除いて委員会を審議会に、委員長は審議会長に読み替えるものとする。

第3条 委員会の設置及び解散は理事会の議決による。

第4条 委員会は、委員長、副委員長各1名及び委員若干名をもって構成する。

第5条 委員長は、理事又は評議員のうちから選出され、理事会の承認により会長が委嘱する。

第6条 副委員長は、委員の互選により選出し、理事会の承認を経て会長が決定する。

第7条 委員の定数は、若干名とする。

2 委員は、委員会の推薦により理事会の承認を経て会長が委嘱する。

第8条 委員長は、当該委員会を代表し、統括する。

第9条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

第10条 委員長は、当該委員会を必要に応じて招集

- する。
- 第11条 委員長は、定例理事会において、当該委員会の活動状況を報告する。
- 第12条 委員会は、必要に応じて小委員会、調査会、専門部会等を置くことができる。
- 2 小委員会、調査会、専門部会等の組織、運営については別に定める。
- 第13条 審議会には、委員会等を置くことができる。
- 2 委員会等の組織、運営については別に定める。
- 第14条 委員長、副委員長、委員の任期は2年とし再任を妨げないが、引続き4年を超えてはならない。
- 第15条 任期中の退任に伴う新任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第16条 委員会の存続期間は、理事会が決定する。
- 第17条 理事会は、各委員会の組織、任務及び存続について毎年度初頭に審議し、可否を決定する。
- 第18条 この規則を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 第19条 この規則は、平成12年11月3日から施行する。

日本臨床検査医学会

小委員会、調査会、専門部会等に関する細則

- 第1条 委員会に設ける小委員会、調査会、専門部会等の組織、運営についてはこの細則による。
- 第2条 小委員会、調査会、専門部会などの設置、解散は当該委員会の議決による。
- 第3条 小委員会、調査会、専門部会等にそれぞれの長を1名置く。
- 第4条 それぞれの長は、委員長の推薦により理事会の承認を経て会長が指名する。
- 第5条 それぞれの長は、当該小委員会、調査会、専門部会等を主掌し、必要に応じてその活動状況を委員長に報告する。
- 第6条 小委員会、調査会、専門部会等は、目的とする事業が終了したときに解散する。
- 第7条 この細則を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 第8条 この細則は、平成12年11月3日より施行する。

日本臨床検査医学会審議会運営細則

- 第1条 会則その他の規則で定めるもののほかは審議会の組織、運営はこの細則による。

- 第2条 審議会に認定審議会を置く。認定審議会に資格認定委員会、施設認定委員会を置く。
- 2 委員会等の設置、解散は審議会の議決による。
- 第3条 委員会には、それぞれ委員長を置く。
- 第4条 委員長は、審議会長の推薦により理事会の承認を経て会長が指名する。
- 第5条 それぞれの委員長は、当該委員会等を主掌し、必要に応じてその活動状況を審議会長に報告する。
- 第6条 資格認定委員会は学会認定医、臨床病理技術士、一般臨床検査士、特殊臨床検査士の認定に関することを司る。
- 2 認定試験に関する実行委員長は、その都度資格認定委員会で決定し会長が委嘱する。
- 3 施設認定委員会は、研修施設認定に関することを司る。
- 第7条 この細則を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 第8条 この細則は、平成12年11月3日より施行する。

編集委員会規則

- 第1条 会則及びその他の規則で定めるもののほかはこの規則による。
- 第2条 編集委員会は委員長、副委員長及びその他の委員若干名をもって構成する。
- 第3条 委員長は評議員の中から理事会が推薦し、会長が委嘱する。
- 2 委員長は理事会に出席し意見を述べることができる。
- 第4条 副委員長は委員の互選により委員長を除く委員より選出し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 第5条 委員の定数は12～16名とする。
- 2 委員は委員長が専門分野を考慮して評議員の中から候補者を推薦し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 第6条 委員は「臨床病理」の編集に関する事項を司る。
- 第7条 論文の査読及び採否に関する内規は別に定める。
- 第8条 委員長は編集事務及び業務の一部を外部に委託することができる。
- 第9条 「審議会及び委員会規則」にかかわらず、委員長の任期は4年とする。再任の場合の任期は2年とし、引き続いて6年を超えることはできない。

- 第10条 「審議会及び委員会規則」にかかわらず、委員の任期は4年とし、その4分の1が毎年交代することを原則とする。ただし連続して再任はできない。
- 第11条 各支部に支部編集担当幹事を置き、支部長もしくは当該支部長の委嘱した評議員がこれにあたる。
- 2 支部編集担当幹事は、「臨床病理」編集のうち各支部の事業に関することを司る。
- 3 支部編集担当幹事は委員長の依頼により査読委員を推薦できる。
- 第12条 この規則を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 第13条 この規則は、平成4年1月1日より施行する。
- 論文の査読及び採否に関する内規
- 第1条 「臨床病理」に投稿された論文の査読及び採否についてはこの内規による。
- 第2条 編集委員会は、査読委員を置くことができる。
- 第3条 論文の採否は査読委員の意見を参考にして編集委員会で決定する。編集委員の意見が一致しないときは編集委員長が決定する。
- 第4条 査読は原則として1論文2名以上の査読委員により行われ、結果は理由とともに規定の用紙に記入して編集委員会へ報告される。
- 第5条 査読委員は、各支部編集担当幹事が会員の中から推薦し、各専門分野を考慮して編集委員会において決定し、編集委員長が委嘱する。
- 第6条 査読委員の任期は2年とし再任を妨げない。
- 第7条 この内規を変更する場合は、編集委員会の承認を必要とする。
- この内規は、平成4年1月1日より施行する。

会長、副会長、理事及び監事の選出に関する内規

平成14年10月5日 制定

第1章 会長選挙

- 第1条 会長の被選挙者は自薦あるいは評議員の他薦による立候補とする。
- 2 立候補者は原則として「所信表明」を行う。

第2章 副会長の選出

- 第2条 支部理事が副会長に指名された場合には任期は選挙理事と同じとする。

第3章 役員連続選出

- 第3条 支部理事は連続して理事の被選挙権を有しない。
- 2 監事は連続して理事の被選挙権を有しない。理事は連続して監事の被選挙権を有しない。

附 則

この内規は、平成14年11月22日から施行する。

この内規の改定は、理事会の承認を得なければならない。